

## 姫路市重度障害者（児）介護手当支給要綱

昭和48年 8月 1日制定 昭和52年 1月 1日改正  
昭和58年 2月 1日改正 昭和61年 7月28日改正  
平成 7年 8月 1日改正 平成10年 4月 1日改正  
平成11年 4月 1日改正 平成12年 8月 1日改正  
平成15年 4月15日改正 平成16年 6月 8日改正  
平成16年10月28日改正 平成27年12月28日改正  
平成28年 4月 1日改正 平成31年 4月 1日改正  
令和 2年 5月12日改正

（目的）

第1条 この要綱は、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）の介護者に重度障害者介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、当該介護者又は障害者の負担を軽減し、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次に掲げるすべての事項に該当する者をいう。

ア 居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある者又はこれと同様の状態であると市長が認めた者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の所持者であって身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当するもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により重度知的障害と判定された者

(2) 介護者 障害者を現に主として介護している者をいう。

（支給要件）

第3条 手当は、市内に住所を有する申請時に3歳以上65歳未満の障害者の介護者に支給する。ただし、障害者が65歳に達する前から手当又は他の地方公共団体の支給する障害を理由とする同様の手当を受けていた介護者については、障害者が65歳に達した後も手当を支給する。

（手当の額及び支給期月）

第4条 手当の額は、障害者1人につき月額10,500円とし、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれ前々月までの分を支払うものとする。

（支給の特例）

第4条の2 介護者が死亡した場合において、当該介護者に係る未支給の手当があるときは、当該介護者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、当該

介護者の死亡の際、当該介護者と生計を同じくしていたもの（以下「生計同一者」という。）は、自己の名で、当該未支給の介護手当の支給を請求することができる。

2 未支給の介護手当を受けるべき生計同一者が2人以上あるときは、その1人が生計同一者を代表して請求するものとする。

（手当の支給申請）

第5条 手当の支給を受けようとする者は、重度障害者（児）介護手当支給申請書に、民生委員等による介護状況確認書並びに手当の支給を受けようとする者及び当該者と同一の世帯に属する者の、手当の支給対象となる月の属する年度分（支給対象月が1月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税課税状況が分かる書類（当該状況が公簿等によって確認することができる場合を除く。）を添えて、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

（支給資格の認定）

第6条 市長は、手当の支給申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格があると認定した者に対しては、重度障害者（児）介護手当認定通知書により通知するものとし、受給資格がないと認定した者に対しては、重度障害者（児）介護手当却下通知書により通知するものとする。

（受給資格の有効期限及び消滅事由）

第7条 介護手当の受給資格の有効期限は、1月から6月までの間に第5条に定める申請を行った場合はその年の7月末日までとし、7月から12月までの間に同申請を行った場合は翌年の7月末日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、受給資格は消滅する。

- (1) 障害者が死亡したとき。
- (2) 障害者が本市の住民でなくなったとき。
- (3) 障害者が入所施設に入所したとき。
- (4) 障害者が病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3箇月を超えて入院又は入所したとき。
- (5) 介護者が障害者を介護しなくなったとき。
- (6) 障害者が第2条第1号に該当しなくなったとき。

（支給期間）

第8条 手当の支給期間は、受給資格を有する者が手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

（更新申請）

第9条 第7条に規定する受給資格の有効期限が満了する者で、引き続き手当の支給を受けようとするものは、重度障害者（児）介護手当認定更新申請書（以下「更新申請書」という。）を毎年7月1日から7月31日までの間に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき更新申請書の提出があった場合においては、第5条から第7条までの規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず第7条の有効期限後に更新申請書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第1項の規定による提出があったとみなし、手当の支給を行うことができる。ただし、当該有効期限から2年を経過したときは、この限りでない。

4 更新申請による手当の支給期間は、前条の規定にかかわらず、8月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類により、その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 受給資格がなくなった場合 重度障害者(児)介護手当受給資格喪失届
- (2) 住所又は氏名を変更した場合 重度障害者(児)介護手当受給者住所、氏名変更届  
(資格喪失通知)

第11条 市長は、受給者の受給資格が消滅したことが明らかとなったときは、重度障害者(児)介護手当資格喪失通知書により通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 手当を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(手当の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって、手当の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対して、当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に受給資格のある者が、昭和48年8月31日までに手当の支給の申請をしたときは、第8条の規定にかかわらず、同年8月から支給する。

附 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年7月28日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、この要綱による改正前の手当を支給されないとされる者が、平成10年5月29日までに手当の支給の申請をしたときは、この要綱による改正後の姫路市重度障害者(児)介護手当支給要綱第7条の規定にかかわらず手当を同年5月分から支給する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に手当を受給していた者については、この要綱による改正後の姫路市重度障

害者（児）介護手当支給要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱の規定は、平成28年1月1日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に支給する手当について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。